

# 住民懇談会終了

住民懇談会  
とひざ語  
民交え  
住をり

住民の皆様と行政についての意見を交換する住民懇談会が5月20日から30日まで6会場で開催されました。  
各会場では、村からのお知らせや地域で抱える問題点、要望など、多くの皆さんの声を聴くことができました。

村からは最近の動きについて次の説明を行いました。  
昨春秋に行なわれた住民懇談会検討事項について「地域創造事業(仮称)」について

既存団体への補助や助成のみにとどまることなく自主的な住民(原則、団体)の活動を支援

地域公共交通について  
23年度に村民の交通ニーズの調査を実施。今年度に限り無料で運行。利用者の意見を集める

「湯の沢温泉」について  
湯の沢温泉の今後についての検討状況。第三セクター等経営検討委員会答申の内容



エゾ鹿対策について  
現在の解体場は老朽が激しく、来年度以降は使用することができないので、新たに解体場の建設が必要



各地区での主なご意見などは次のとおりです。(開催日順)

## 【コミュニティセンター】

- 平岡商店地先の交差点にある高速道路の看板が除雪の邪魔になるので移設してほしい。
- アルプスペンション地先の村道等の凸凹が激しいので、道と協議して良い工法で改善してほしい。
- 村営バス富良野線をトمام経由で運行してほしい。
- トمام地域から富良野高校に通う学生が、部活動をできるようにしてほしい。

## 【占冠地域交流館】

- 税金を将来性のあるもの(例えば、子どもが産まれたらお祝い金を出すなど)に使うしてほしい。
- 湯の沢温泉の送迎バスは日中しか運行していないので、夕方の運行も検討してほしい。
- アルファ従業員の特に若年層との交流する機会を検討してほしい。

## 【美園地区集会場】

- 地域交通について、住民に浸透していないので随時情報提供してほしい。
- 雪が落ちにくくなってきたので、公営住宅の屋根の塗装をしてほしい。

## 【双珠別住民センター】

- シカの解体場は必要と思うが、加工場は村の持ち出しで行うべきではないと思うので検討してほしい。
- 上双珠別線の佐藤地先の土管の継ぎ足しと砂利敷を行ってほしい。
- 配布物について、戸数も少ないので、回覧板での周知ではなく全戸配布での周知をしたい。

- 以前、広報で亡くなった人の名前を載せていたが、今は載っていないので載せてほしい。



## 【川添団地集会所】

- シカの解体場の説明を早く開催してほしい。
- 湯の沢温泉のトイレの手すりを設置してほしい。

## 【コミュニティプラザ】

- JR事故の際、事故情報が村民に伝わらなかった。類似した事故の連絡体制を確立してほしい。
- ニニウ開発について、まったく進んでいない状況だが、今後の方向性を早く示してほしい。
- 高齢者対策について、福祉施設の建設の検討を含め村を去るお年寄りを減らすための施策を考えてほしい。
- お年寄りが気軽に集まれる場所を検討してほしい。

## 占冠村企業認定審議会 開催

5月17日、占冠村総合センター  
相談室で企業認定審議会（夏井忠  
之会長）が開催されました。

審議会では、昨年12月議会で改  
正された、占冠村活力あるむらづ  
くり対策条例に基づき、認定申請  
のあった株式会社「占冠山村産業  
振興公社」について審議が行われ  
た結果、対象事業企業として認定  
されました。

認定を受けた同社には、条例に  
基づき用地取得費、簡易水道料金  
、就業費の一部が助成されます。

## むらづくり対策条例の 改正ポイント

条件緩和で新規企業参入の促進  
投資額が5,000万円から5  
00万円に緩和されました。

新たな分野の企業も誘致

新たに医療・福祉分野、情報通  
信分野、運輸、梱包、試験研究分  
野も対象となりました。

助成制度の充実

就業奨励、用地取得、簡易水道  
料、環境保全、特産品開発への助  
成制度が創設されました。



## むらづくり対策条例の主な助成制度

### 用地取得奨励事業

～新規参入の礎となる用地の取得のために～

新規参入企業が、占冠村に工場、医療・福祉施設又は情報通信施設を建設す  
るために必要な用地を取得する費用に対して助成します。（100分の50、上限1,000  
万円）

なぜ用地取得費を助成するのか

施設を有しない企業が占冠村に新たに参入するためには、その礎となる用地  
が必要となります。新規参入を促すためには、初期投資に係る費用の軽減を図  
る必要があります。このため、占冠村は新規参入企業がその用地を取得するた  
めの費用を助成します。



### 就業奨励事業

～経営の安定化・雇用の創出・継続雇用の促進のために～

新規参入企業が、新たに常用従業員を雇用した場合、村内居住者1人あたり  
年間24万円（3年間限定、上限1,500万円）、村外居住者1人あたり6万円（3  
年間限定、上限300万円）を助成します。

なぜ就業奨励事業を行うのか

施設を有しない企業が占冠村に新たに参入した場合、未知の状況下では経営  
の安定化を図ることは困難であります。このため占冠村は新たに雇用した常用  
従業員の雇用の継続、新たな雇用の創出、経常経費である人件費の軽減を図り  
経営の安定化を促すために助成します。



### 簡易水道料金助成事業

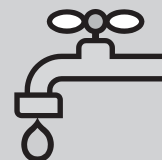
～簡易水道の利用促進・経営の安定化のために～

新規参入企業が、営業の用に直接利用した簡易水道料金に対して助成します。

- ・新規雇用30人以上 100分の50 5年間 上限1,500万円
- ・新規雇用10人以上 100分の50 3年間 上限 900万円
- ・新規雇用3人以上 100分の25 3年間 上限 450万円

なぜ簡易水道料金を助成するのか

施設を有しない企業が占冠村に新たに参入した場合、未知の状況下では経営  
の安定化を図ることは困難であります。このため占冠村は簡易水道の利用促進  
とあわせて、経常経費である光熱水費の負担を軽減し、経営の安定化を促すた  
めに簡易水道料金を助成します。



お問い合わせ 企画商工課 電話56-2124